

白神山地世界遺産地域管理計画の概要

1. 策定主体 環境省、林野庁、文化庁、青森県及び秋田県

2. 策定日 平成 25 年 10 月 15 日

3. 目的

遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関（環境省、林野庁、文化庁、青森県及び秋田県）が白神山地世界遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という。）の助言を得つつ、生態系の順応的管理を進めるとともに、地元市町村（青森県鱒ヶ沢町、深浦町及び西目屋村並びに秋田県能代市、藤里町及び八峰町）等の協力を求めつつ、遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進に関する基本的な方針を明らかにする。

4. 管理の基本方針

（1）管理の目標

世界自然遺産登録時に評価された白神山地の顕著な普遍的価値（クライテリア：生態系）である東アジア最大の原生的なブナ林とその生態系を、将来にわたって保全していくことを目標とする。

（2）管理体制

- ・遺産地域の管理に当たっては、関係行政機関と地元市町村の連絡調整の場として白神山地世界遺産地域連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。関係行政機関は、地元市町村の協力を得つつ、一体となって管理を行う。
- ・関係行政機関及び地元市町村は、関係団体及び地元住民等との連携を図る。
- ・連絡会議は、学識経験者による科学委員会を設置する。

（3）地域区分による管理

遺産地域を、①特に優れた植生を有し人為の影響をほとんど受けていない核心地域、②核心地域の周辺部の緩衝帯としての役割を果たす緩衝地域の2種類の管理区分に分けて管理を行う。

ア. 核心地域

- ・人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保全制度に基づき厳正に規制する。
- ・既存の歩道を利用した登山等を除き本地域への立ち入りを制限する。なお、制限の態様については、入り込みの状況、科学委員会からの助言、地元の意見等を踏まえたものにする。

イ. 緩衝地域

- ・現状の保全を図ることを基本とし、必要に応じ、一定の行為を規制する。
- ・特に、核心地域の自然環境に影響を及ぼす行為については、厳正に規制する。

5. 管理の方策

(1) 生態系の保全

ア. 基本的な考え方

- ・原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとし、特定の生物や人為的活動等が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これらの影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じる。
- ・多種多様な生物種により構成された、複雑で将来予測が困難な生態系を保全するため、地元市町村、大学・研究機関、その他の学識経験者などと連携して遺産地域のモニタリングを推進し、順応的な管理を行う。

イ. 生態系の保全・管理

- ・遺産地域の全域が国有林野であり森林生態系保護地域に設定されているほか、大部分が自然環境保全地域、一部が自然公園に指定されており、これらの保全制度に基づき、専門家等と連携・協力を図りながら、多様な生態系を一体的に保全・管理する。
- ・植物については、遺産地域の全域において各種開発行為や樹木の伐採、植物の採取等が規制されている。
- ・動物については、生態系本来の構造と機能を維持することを基本として、文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の各種保全制度に基づき管理する。なお、遺産地域全域が鳥獣保護区に指定されており、鳥獣の狩猟が禁止されているほか、魚類については、遺産地域内のすべての河川が、採捕の禁止区域に指定されている。
- ・遺産地域内では木材生産を目的とする森林施業は行わないこととし、緩衝地域及び遺産地域に接続する周辺の国有林に含まれる人工林においては、関係団体等と連携し、スギ人工林の広葉樹林化等の自然再生活動を実施する。
- ・遺産地域に生息・生育する動植物が遺産地域外からの影響を受けるおそれがある場合には、実態の把握に努めるとともに、影響を防ぐための方策を検討する。特に外来種やニホンジカの侵入、遺産地域周辺における他地域の個体群を用いた植樹や放流といった遺伝子攪乱の防止に配慮する。
- ・イヌワシ、クマタカ、クマゲラといった希少種は、周辺地域も含めた広域的な視点からの保全に努める。
- ・ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカ等についても、必要に応じて周辺地域と連携して、県が定める鳥獣保護事業計画を踏まえつつ、適正な管理を行う。

ウ. 気候変動等への対応

- ・地球温暖化等の気候変動、外来種・病害虫の侵入、イノシシ・ニホンジカ等の従来

生息していなかった動物の侵入、酸性降水物等については、情報の把握に努め、自然の価値を損ねる危機・予兆現象の早期発見に努める。

- ・モニタリングを通じて収集されたデータ及び生態学的知見については、科学委員会の助言を得て、科学的な評価に基づき具体的な対策等を検討する。
- ・特に地球温暖化については、ブナ林の動態の経年変化を十分にモニタリングする。

(2) 遺産地域の適正な利用

ア. 基本的な考え方

- ・核心地域では、既存の歩道を利用した登山等を除き立ち入りを制限することとし、植生等への悪影響が生じないよう適正な利用に誘導する。
- ・緩衝地域では、各種制度の趣旨に反しない範囲において、森林の文化・教育的利用の場等として利用することができるものとする。

イ. 利用の適正化

- ・観光、自然探勝、登山等の利用については、世界遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないよう、入山者への利用マナーの周知及び普及を図るとともに、必要に応じて適正な利用に誘導する。
- ・遺産地域周辺の林道のうち、核心地域への立ち入りに関して影響を及ぼす可能性のあるものについては、一般車両の通行を制限する。
- ・巡視活動とモニタリングを行い、過剰利用等により生態系への影響が見られた場合やそのおそれがある場合には、利用の適正化に向けた調整を検討する。

ウ. エコツーリズムの推進

- ・世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくため、入山者が白神山地の自然環境とその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、緩衝地域及び遺産地域周辺地域において体験型のプログラムに基づく利用を推進する。
- ・地域に暮らす人たちの知恵や技術を活かしながら、自然解説等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に向けて取り組む。
- ・自然解説等を行う際の自然環境への配慮に関するガイドラインを関係行政機関と地元市町村が関係団体等の協力を得て作成し、持続可能な利用と保全の両立を図る。

(3) 巡視活動

- ・地元市町村と共同で巡視活動を実施するとともに、これを補完するため、民間のボランティアに巡視を委嘱する。
- ・司法警察員としての資格を有する森林管理署職員等については、違法行為発見時における捜査と関係機関との連絡体制の強化を図る。
- ・「白神山地世界遺産地域巡視マニュアル」を活用し、巡視活動を効果的に行い、その結果は巡視員会議等に情報提供を行う。

(4) 生態系の保全に配慮した施設整備・管理

- ・遺産地域の管理及び適正な利用のための施設整備については、必要最小限の規模とする。
- ・管理施設の整備が必要な場合には、各種制度に基づき、景観に配慮したデザインとし、種類、配置、デザイン等の統一化を進めるとともに、工事の過程や整備後の管理においても自然環境への影響を及ぼさないよう配慮する。

(5) 環境教育、情報の発信と普及啓発

- ・遺産地域で評価された特異な生態系のほか、これらの基盤としての自然、歴史、文化等について、幅広く環境教育・普及啓発活動を行うとともに、情報の発信等を行う。
- ・白神山地における利用のルールやマナーの普及啓発を行う。

(6) 調査研究・モニタリング

- ・地元市町村、大学・研究機関、その他の学識経験者等と連携・協力して、効果的な調査研究・モニタリングによる科学的知見の集積に努める。
- ・科学委員会の助言を得つつ、「白神山地世界遺産地域モニタリング計画」に基づき、長期的なモニタリングを実施する。
- ・成果は、環境省白神山地世界遺産センター西目屋館に集約し、広く一般にも情報提供しつつ、遺産地域の適正な管理に活用する。
- ・関係行政機関以外の機関が実施した調査についても、データの共有などについて積極的に協力を依頼する。

(7) 関係行政機関及び地元市町村の体制

ア. 環境省（東北地方環境事務所）

自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区の管理等を行う。

イ. 林野庁（東北森林管理局）

森林生態系保護地域の国有林野の保全・管理及び関係団体と連携して自然再生活動や森林環境教育を行う。

ウ. 文化庁（青森県教育委員会・秋田県教育委員会）

文化財保護法に基づき天然記念物の管理を行う。

エ. 青森県

国定公園及び県立自然公園の保全・管理、野生生物の保護管理、保安林としての管理を行う。

オ. 秋田県

県立自然公園の保全・管理、野生生物の保護管理、保安林としての管理を行う。

力。鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村・能代市・藤里町・八峰町

各行政区における自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等に努める。

(8) 地域との連携・協働

- ・連絡会議において連絡調整を図るとともに様々な機会を通じて、関係団体や地域住民等の意見を幅広く聴きつつ、遺産地域の適正な管理を行い、その結果については情報の共有に努める。
- ・地域との連携・協働による遺産地域の保全や適正な利用を推進する。

6. 計画の実施その他の事項

(1) 計画の実施

- ・遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、関係行政機関及び地元市町村は、管理計画記載の各事項を円滑に実施する。
- ・管理計画では記載のない事項については、本管理計画を基に、必要に応じ科学委員会の助言、地元関係者等の意見を聴きつつ、適宜連絡会議において確認する。

(2) 計画の見直し

- ・管理計画は、必要に応じ見直しを行う。
- ・その際には、広く意見を聴き、科学委員会からの助言を得つつ、連絡会議において検討する。

(3) 地元市町村の周辺地域における取組

地元市町村やその周辺市町村は、地域の環境意識をより一層高めつつ、白神山地と地域の繋がりを意識した豊かな地域づくりを積極的に推進する。